

医療費助成



医療費助成、各種手当

(保険年金課、母子保健課、障害福祉課)

各種費用に対して助成や手当の制度があります。助成対象者等詳細はホームページをご覧ください。

制度名称	助成・手当などの概要	窓口・連絡先
乳幼児の医療費助成	0 歳から就学前の乳幼児に対し、保険診療の自己負担分を助成	保険年金課 TEL 528-2653 
子どもの医療費助成	小学生から 18 歳到達後の最初の年度末までの子どもに対し、保険診療の自己負担の一部を助成	
障害者の医療費助成	医療費のうち、保険診療の自己負担分の一部または全部を助成	
精神科通院医療費の助成について	自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分(1割)を全額助成	
未熟児養育医療給付	満 1 歳未満の未熟児が指定医療機関で入院治療を受ける場合、医療費及び食事療養費を公費負担	母子保健課 TEL 511-9182 
小児慢性特定疾病医療費助成	厚生労働大臣が定める疾病にかかっている子どもに対し、指定された医療機関で受けた医療費及び食事療養費を助成	
自立支援医療(育成医療)	18 歳未満の身体に障害がある子どもに対し、指定された医療機関で受けた医療費を助成	障害福祉課 TEL 528-2745 
自立支援医療(精神通院医療)	精神疾患に対し、指定された医療機関で継続的に通院医療を受けた医療費を助成	
障害者手帳(身体・精神保健福祉・療育)	手帳を持っている方は、様々な援助を受けたり、税の減免、公共交通機関の運賃割引等の支援を受けることが可能	
特別児童扶養手当	中度以上の障害がある20歳未満の子どもを養育している方に対し、手当を支給	
障害児福祉手当	重度の障害がある 20 歳未満の子どもに対し、手当を支給	